## 【住宅】 省エネに係る軽微な変更の提出図書について

## 省エネ等が同一機関の場合

	提出図書					
		コース1の場合		コース2の場合		
変更の内容	省エネ適判の場合	設計住宅性能評価のみを活用 (建設評価なし) 長期優良住宅を活用	建設住宅性能評価を活用	設計住宅性能評価のみを活用 (建設評価なし) 長期優良住宅を活用	建設住宅性能評価を活用	
ルートA・ルートB	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更に要した図書	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更に要した図書	② ・変更申告書等 ・変更に要した図書	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更に要した図書	<ul><li>・軽微変更説明書</li><li>・別添二面or三面</li><li>・変更申告書等</li><li>・変更に要した図書</li></ul>	
ルートC	<ul><li>・軽微変更該当証明書</li><li>・変更に要した図書</li></ul>	(§) ・変更設計住宅性能評価書等 ・変更に要した図書	⑦ ・変更設計住宅性能評価書等 ・変更に要した図書	3 ・軽微変更該当証明書 ・変更に要した図書	③ ・軽微変更該当証明書 ・変更に要した図書	
再適判	<ul><li>・計画変更書</li><li>・変更に要した図書</li></ul>	(i) ・変更設計住宅性能評価書等 ・変更に要した図書	(3) ・変更設計住宅性能評価書等 ・変更に要した図書	<ul><li>・計画変更書</li><li>・変更に要した図書</li></ul>	<ul><li>・計画変更書</li><li>・変更に要した図書</li></ul>	
コース1の場合 【変更設計住宅性能評価書等】 によるもの ※省エネ基準の変更を 含むもの		<ul><li>・変更設計住宅性能評価書等</li><li>・変更に要した図書</li><li>どのルート</li></ul>	・変更設計住宅性能評価書等 ・変更に要した図書 <b>でも適用可能</b>			

## 省エネ等が他機関の場合

省エネ等が他機関の場合							
	提出図書						
		コース1の場合		コース2の場合			
変更の内容	省エネ適判の場合	設計住宅性能評価のみを活用 (建設評価なし) 長期優良住宅を活用	建設住宅性能評価を活用	設計住宅性能評価のみを活用 (建設評価なし) 長期優良住宅を活用	建設住宅性能評価を活用		
ルートA・ルートB	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更に要した図書	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更に要した図書	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更申告書 ・変更に要した図書	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更に要した図書	・軽微変更説明書 ・別添二面or三面 ・変更申告書 ・変更に要した図書		
ルートC	・軽微変更説明書 ・軽微変更該当証明書 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ・変更設計住宅性能評価書等 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ・変更設計住宅性能評価書等 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ・軽微変更該当証明書 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ・軽微変更該当証明書 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)		
再適判	・軽微変更説明書 10 ・計画変更書 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ② ・変更設計住宅性能評価書等 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ・変更設計住宅性能評価書等 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 (1) ・計画変更書 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)	・軽微変更説明書 ⑩ ・計画変更書 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出)		
コース1の場合 【変更設計住宅性能評 価書等】 によるもの ※省エネ基準の変更を 含むもの		・軽微変更説明書 ・変更設計住宅性能評価書等 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出) どのルート	・軽微変更説明書 ・変更設計住宅性能評価書等 (他機関提出) ・変更に要した図書 (他機関提出) でも適用可能				

- ・コース1とは、設計住宅性能評価・長期優良住宅等計画の認定・長期使用構造等の確認において、評価書等の交付により、省エネ適判を省略することです。
- ・コース2とは、設計住宅性能評価・長期優良住宅等計画の認定・長期使用構造等の確認を受け、その省エネに係る図書を省エネ適判の図書とすることです。
- ・変更設計住宅性能評価書等とは、変更設計住宅性能評価書、長期(変更長期認定書または変更長期確認書又は軽微変更該当証明書)のことです。
- ・ルートAで明らかにルートが判断できる場合は別添二面を省略可とする。
- ・検査後であれば軽微な変更説明書にかわって検査追加説明書で提出を可能とする。
- ・仕様基準の範囲内の変更であれば、省エネ性能の向上・低下に関わらず確認申請の軽微変更として取り扱います。その場合、変更ルートという考え方はありません。

	確認申請の手続きが必要です。	   評価・長期の手続きのみでOK	   省エネ適判の手続きのみでOK

